

「技術者及び現場代理人名簿」の提出及び更新について

公共工事の施工に際しては、「建設業法」及び「水戸市建設工事請負契約約款の規定」により、技術者（主任技術者、監理技術者等）や現場代理人の配置が定められています。

本市では、工事における技術者等の適正配置を推進するため、工事の受注業者には、「技術者及び現場代理人名簿」の提出をお願いしています。

名簿は、配置技術者が工事の資格要件を満たしているかの確認や現場代理人が配置可能か等を把握する資料としています。このため、常に新しい情報が必要となりますので、新規雇用や退職、資格取得、経営管理責任者や営業所の専任技術者の交代等により提出内容に変更が生じた場合は、速やかに名簿の更新をしてください。

提出については、名簿様式「技術者及び現場代理人名簿」（様式第1号）及び以下の添付書類により、随時、契約検査課で受け付けています。また、名簿様式は、水戸市ホームページ（契約検査課の技術者等登録関連様式）からダウンロードすることができます。

※添付書類について

○必須添付書類

以下の雇用関係を証明するいずれかの書類の写しを添付してください。

- ・健康保険被保険者証（所属建設工事業者名が記載されていること）
- ・健康保険被保険者標準報酬決定通知書

社会保険に加入ができない方

- ・市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の書類
- なお、ご不明な点がある場合は契約検査課までご相談ください。

○任意添付書類

以下の資格等を所有している場合は写しを添付してください。

- ・各工種の国家資格等（技術検定合格証等）、監理技術者資格者証、実務経験証明書（経営事項審査申請時に提出した受領印のあるもの）

※名簿の更新（追加、変更及び削除）について

- ・「技術者及び現場代理人名簿」（様式第1号）に変更事項等を記入し、余白部分に「追加」、「変更」又は「削除」と表記してください。
- ・名簿様式が「技術者経歴書」から「技術者及び現場代理人名簿」へ変わりましたが、以前の提出内容から変更がない場合は、更新等の必要はありません。

【問い合わせ先】

契約検査課審査係 電話：029-224-1111（内線）1551